

令和3年6月3日

社会福祉法人千歳会
職員各位

社会福祉法人千歳会
法人管理本部長 小林 武尊

夏季休暇の取得について

夏季休暇付与と取得に関して、下記要領で計画のうえ、実施して下さい。

- 1、対象者 勤続が満4か月以上の職員（常勤職員、週20時間以上勤務のパート職員）
※アルバイト職員、派遣社員、業務委託職員を除く
- 2、基準月 夏季休暇 7月
- 3、取得期間 原則 7月～9月
※期間内に取得しない場合は権利消滅

4、付与日数

基準月時点の 雇用形態	入職時期			
	令和3年1月迄 に入職した方	令和3年2月迄 に入職した方	令和3年3月迄 に入職した方	令和3年4月以降に 入職した方
常勤	3日	2日	1日	付与なし
非常勤 週30時間以上 社保加入者	2日	1日	1日	付与なし
非常勤 週20時間以上 雇保加入者	1日	1日	付与なし	付与なし

- 5、休暇中の賃金 有
※非常勤の場合は、直近6ヶ月間の平均労働時間、
又は平均労働日数に賃金単価を乗じた額を支給

以上